

## 官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針 修正案

平成 18 年 12 月 19 日  
官民競争入札等監理委員会

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第 9 条第 2 項第 1 号、第 14 条第 2 項第 1 号）

対象公共サービスの実施に当たり確保すべきサービスの質を定めるに当たっては、公共サービス改革基本方針第 2 の 2 の（ 2 ）の ア に規定する事項に留意すること。

また、確保すべきサービスの質の実現を図るため、当該質を下回った場合の措置（委託費の減額、契約解除等）を明確にするとともに、実施期間中の監督上の措置等につき所要の定めを置くこと。

なお、サービスの質の確保等のためには、民間事業者において、自発的・積極的に、質の維持向上等に向けた創意工夫が行われるよう、事業者の努力を促す仕組みを設けることも重要であり、例えば、

民間事業者が、実施要項で定める確保すべきサービスの質を上回る成果を達成することが望まれる場合等に、追加達成された成果に応じて委託費の増額を行うなどの方法を採用すること  
実施期間の途中で事業実績を評価し、実績が一定水準を満たしていれば引き続き業務実施を可能とする方法を採用すること

等の事業者の努力を促す様々な仕組みを、事業の特性に応じて具体的積極的に検討すること。

2. 実施期間に関する事項（法第 9 条第 2 項第 2 号、第 14 条第 2 項第 2 号）

創意と工夫をいかして公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現するため、対象公共サービスを実施することとなった者が効率化に向けて設備やスキルの構築への投資を行うことができるように、原則として複数年の期間を設定すること。

他方、競争環境を維持する観点や、対象公共サービスの不断の見直しを行う観点から、実施期間が過度に長期となることも適切ではないため、法第 30 条において特例が設けられた国庫債務負担行為の年限に留意しつつ、対象公共サービスの内容等に応じ適切な期間を定めること。

3. 入札参加資格に関する事項（法第 9 条第 2 項第 3 号及び第 3 項、第 14 条第 2 項第 3 号及び第 3 項）

公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るためには、広く一般の参加により競争を行わせることが重要である一方で、全く無制限に参加を求めた場合、公共サービスの適正かつ確実な実施が確保されないおそれがある。

このため、

法第 10 条（第 11 号を除く。）において、すべての対象公共サービスに共通して適用される欠格事由

個々の公共サービスの内容に応じて、必要な場合に法令の特例として規定される入札参加資格（法第 10 条第 11 号）

が設けられている。

本事項は、上記に加え、実施要項において、対象公共サービスの内容等に応じて、入札参加資格を追加的に設定するものであり、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限の資格を設定すること。その際、落札者等の決定に当たっての質の評価に反映さ

せることで足りる項目については、設定しないこと。

#### 4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第9条第2項第4号、第14条第2項第4号）

入札の実施手続及びスケジュールを具体的に明らかにすること。この場合において、できる限り創意工夫が発揮されるよう入札書類の作成時間の確保に十分配慮すること。また、入札書類の提出期限前に、入札に参加する者に対し実施要項について質問の機会を与え、質問に対する情報提供は公表する等、競争条件を損なうことのないよう公正に行うこと。

#### 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第9条第2項第5号、第14条第2項第5号）

公共サービスの価格のみならず、質の評価を行うため、対象公共サービスの政策目的、内容、確保すべきサービスの質を前提に、各入札参加者が提供できる対象公共サービスの質を可能な限り公正・客観的に評価できる一連の評価項目を設定するとともに、必要性・重要性に応じて、評価項目ごとの得点配分その他の判断基準を適切に設定すること。

その際、落札者等として決定されるために満たすことが必須とされる評価項目を設ける場合は、必要最小限のものとする。

また、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を達成するため、入札に参加する者が創意工夫を最大限発揮することにつながるようなものとするよう留意すること。

さらに、公共サービスの経費の削減により必要な質の低下を招くことを防止するため、対象公共サービスの内容等に応じて、質と価格の評価の配点割合の在り方等について、

除算方式（サービスの質の得点（基礎点＋加算点）を入札価格で除算した値をもって総合評価とする方式）における基礎点と加算点の配分の見直し、

加算方式（サービスの質の得点と価格の得点を加算した値をもって総合評価とする方式）の採否

等も含め、事例を蓄積しつつ多様な方法を検討すること。

なお、官の入札価格については、法令に基づく予算決算制度及び会計制度に基づいて、民間事業者とは異なった方式等により算定される。これらの点を含め、入札価格を評価する際には、官民間の入札価格の調整に関する定めを置き、競争条件の均一化を図ること。

#### 6. 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項（法第9条第2項第6号）

官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間で、入札価格等の入札に参加する民間事業者の申込みの内容等情報が交換されると、官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある。

このような情報の交換を官内部において遮断するため、

「官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員」と、これとは別の職員である「官民競争入札に参加する事務を担当する職員」を特定するとともに、

「官民競争入札実施要項」の決定以降は、上記職員のそれぞれの間で上記の情報の交換を禁止する

といった措置を大臣からの職務命令として定めるなど、必要な措置を講ずること。

上記情報の交換があった場合には、国の行政機関等は、これに関与した職員に対し職務命令違反や守秘義務違反による懲戒処分を行う等の必要な対応をとるものとする。

また、上記措置の遵守を担保するため、上記情報の交換があった場合には、国の行政機関等の長等の入札参加を認めない新たな民間競争入札を実施すること等をあらかじめ定めること。

#### 7. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第9条第2項第7号及び第4項、第14条第2項第6号及び第4項）

実施要項において、対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報を開示するのは、入札に参加する者が、過去の実績を正確に理解することによって、創意工夫を最大限発揮し、より一層サービスの質の維持向上及び経費の削減につながる提案を行うことを可能にすることを主たる目的としている。このため、従来の実施に要した経費、従来の実施に要した人員、従来の実施に要した施設及び設備、従来の実施における目的の達成の程度について、

- ・ 可能な限り複数年の情報を提供すること
- ・ 特定の年に生じた特殊要因による変動や、繁閑により生ずる対応などの実態等について適宜説明を加えること
- ・ 必要な情報を実施要項に記載して公表することに加えて、対象公共サービスを実施している現場での説明会を開催するなどの対応も積極的に行うこと

等、入札参加希望者に適切に情報が伝わるよう配慮すること。

また、従来の実施における目標の達成の程度を開示する際には、従来の実施方法についても併せて開示すること。

#### 8. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第9条第2項第8号、第14条第2項第7号）

使用させることができる国有財産の具体的範囲と使用条件等を定めること。

なお、官民競争入札又は民間競争入札の結果、民間事業者に対象公共サービスの実施を委託する場合に、当該民間事業者が当該対象公共サービスを実施するために用いる庁舎等の行政財産については、従来の国の事務事業の民間委託の場合と同様、法第20条の規定に基づく契約で定めるところにより、委託契約に基づき民間事業者を使用させることができる。

ただし、当該民間事業者が、対象公共サービスの実施のため使用することを許された庁舎等の行政財産の画を用いて、附帯的な収益事業（例えば売店の設置）など、受託した対象公共サービスの実施以外の業務を行う場合においては、当該行政財産の用途又は目的に反しない限度において、国有財産法の規定に基づく使用許可を受ける必要があることに留意すること。

#### 9. 国の行政機関等の職員のうち、第31条第1項に規定する対象公共サービス従事者となることを希望する者に関する事項（法第9条第2項第9号）

国の行政機関等の長等が、官民競争入札の結果民間事業者を落札者として決定し、当該民間事業者から、対象公共サービスに従事してきた職員の受入れを希望する旨の申出を受けた場合には、関係職員に対し、その旨の情報提供等を行う旨を定めることなどが例として考えられる。

#### 10. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項（法第9条第2項第10号、第14条第2項第8号）

基本方針に定められ、措置された法令の特例の内容について、必要に応じその運用も含め、

具体的に記載すること。

11. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第9条第2項第11号、第14条第2項第9号）

民間事業者が、適正かつ確実に対象公共サービスを実施しているかどうかを把握するために原則として定期的な報告を求めるものとし、必要な報告の内容、頻度その他報告方法を定めること。

また、業務実施に伴い民間事業者が入手することとなる個人や企業の秘密を適正に取り扱うための内部管理体制の確立等の必要な措置その他民間事業者が講ずべき措置の内容を定めること。

12. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に應ずる責任を含む。）に関する事項（法第9条第2項第12号、第14条第2項第10号）

本項においては、公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合について、

当該公共サービス実施民間事業者が当該第三者に対する賠償の責に任ずべきこと。

当該公共サービス実施民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責に帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができること。

国が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責に帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができること。

等を定めるものとする。

また、こうした賠償、求償に應ずる義務を履行することができるよう、民間事業者に保険加入を求めることも、業務の内容等によっては検討すべきである。

13. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第9条第2項第13号、第14条第2項第10号）

法第7条第8項の規定に基づく、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方に関する内閣総理大臣の評価が的確に実施されるよう、公共サービス改革基本方針第2の5のとおり、対象公共サービスを所管する国の行政機関等は、対象公共サービスの実施状況に関する調査を行い、当該結果を内閣総理大臣等に提出することとしている。

本項においては、当該調査の実施時期や実施方法等について定めるものとする。

14. その他

対象公共サービスを実施することに伴い民間事業者が負う可能性がある主な責務や負担を

あらかじめ説明しておくことが望ましい。このため、法に基づく義務等（守秘義務、みなし公務員規定、国の行政機関等の監督規定、法令の特例として定められる規制等）の内容や、会計検査院の会計検査の対象となり得ること等を説明すること。

以 上